ものづくりのまち

1.　ものづくりの歴史

日立市は、「日立製作所」や「ＪＸ金属」などが生まれ育った日本有数のものづくりのまちです。市内には高度な基盤技術を持った多くの企業が集積し、産業生誕100年の歴史の中で脈々と受け継がれてきた、ものづくりの底力が備わっています。

また、全国から選抜された青年技能者（満２３歳以下）が技能レベルを競う「技能五輪全国大会」では、毎年、市内事業所から出場した選手が大活躍するなど、日立市の発展を支えた先人たちの「ものづくり」の遺伝子が、次の世代に引き継がれています。

自治体	人口	事業所数	従業員数(人)	製造品出荷額等(億円)
水戸市	270,294	219	6,353	1,408
日立市	178,965	350	23,238	10,074
土浦市	139,450	152	12,753	6,454
古河市	140,008	339	17,134	7,150
つくば市	236,485	160	9,332	3,100
ひたちなか市	155,643	210	20,878	8,641
神栖市	95,178	184	12,837	13,489
茨城県	2,884,585	5,154	262,878	112,088

【平成29年工業統計調査】※人口は茨城県常住人口調査（H30.8.1）

地域産業の活性化、高度化を支援する中核的拠点施設「日立地区産業支援センター」

【平成29年工業統計調査】

2.　人材の輩出

日立市内には工学系の教育機関として、茨城大学工学部、職業能力開発校、専門学校、工業高等学校があるほか、茨城キリスト教大学や普通科等高等学校があり、各分野に毎年優秀な卒業生を送り出しています。

大　学	茨城大学工学部 （機械工学科、電気電子工学科、情報工学科、都市システム工学科等）
	茨城キリスト教大学 （経営学部、文学部、生活科学部、看護学部等）
職業能力開発校	日立産業技術専門学院 （機械加工科、金属加工科）
専門学校	日立工業専修学校 （機械科、電気科、溶接科）
工業高等学校	日立工業高等学校 （機械科、電気科、情報電子科、工業化学科）
普通科等高等学校	日立第一高等学校、日立第二高等学校、多賀高等学校 日立商業高等学校、日立北高等学校、 明秀学園日立高等学校、茨城キリスト教学園高等学校

日立北部工業団地　～日立北ICから5分の抜群のアクセス～

分譲価格（宅地単価）

56,012円／坪～57,090円／坪
16,943円／㎡～17,270円／㎡

最終2区画(宅地面積1.8ha) 分譲中!

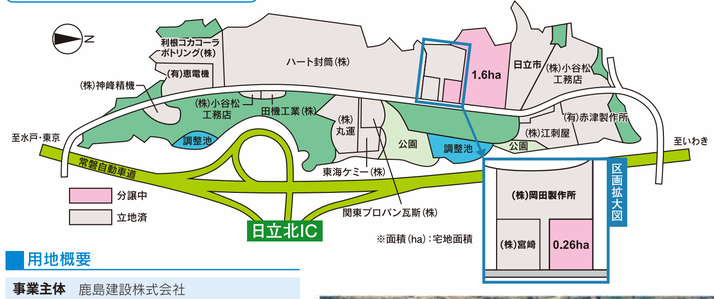

用地概要

事業主体	鹿島建設株式会社
面　積	分譲面積計23,349㎡ （うち宅地18,403㎡）
所在地	茨城県日立市小木津町地内
道　路	公道（幅員13m）
地　目	宅地（分譲宅地）、雑種地（分譲緑地）
法規制	都市計画区域外／建築協定あり （建ぺい率：60%、容積率200%、工業地域に準じる）
供給処理	上水道：日立市営水道より（1,500t/日） 汚水排水：日立・高萩広域下水道 雨水排水：敷地内処理・調整池へ放流 電力：東京電力 ガス：プロパンガス
指定地域 立地可能業種	工場立地法に定める工業団地特例あり 製造、加工、流通及びサービス業並びにこれらに類する業種

交通アクセス

高速道路	常磐自動車道　日立北ICまで約1km
主要道路	国道6号まで約2km
鉄　道	JR常磐線　小木津駅まで約1.5km
空　港	茨城空港まで約75km、成田空港まで約130km、羽田空港まで約165km
港　湾	日立港区まで約19km、常陸那珂港区まで約30km

茨城県日立市役所　産業経済部　産業立地推進課
TEL.050－5528－5105（直通）／ 0294－22－3111（内線445）
FAX.0294－24－1713
E-mail：sangyoritchi@city.hitachi.lg.jp
HP：http://www.city.hitachi.lg.jp/jigyo/002/003/p010123.html　日立市産業立地　検索

いいね！がいっぱい 日立市

日立市産業立地ガイド2018

茨城県日立市

産業立地のご案内

山と海の豊かな自然に恵まれたまち

日立市は、関東平野の北端、茨城県の北東部に位置し、西に阿武隈山系が連なり、東は太平洋を望む山と豊かな自然環境と穏やかな気候に恵まれた「四季折々の美しい自然を満喫できるまち」です。

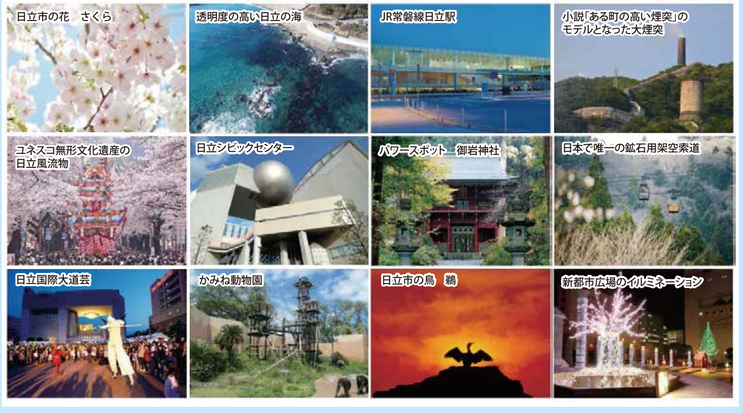

交通網が整備されアクセスが一層向上

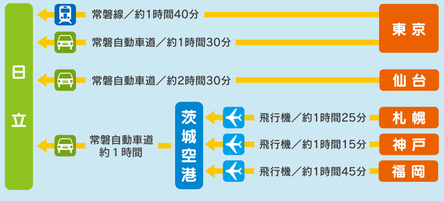

道路　日立市を南北に貫く常磐道には、市内3か所のインターチェンジがあり、市内各所から高速道路へのアクセスが容易です。常磐道は、圏央道や北関東道、磐越自動車道などと結ばれており、東日本一円に広がる高速道路ネットワークを構築しています。

鉄道　常磐線の上野東京ライン延伸により、東京駅、品川駅とダイレクトに結ばれたことで、新幹線や羽田空港へのアクセスがさらにスムーズになりました。

湾港　市の南部に位置する茨城港日立港区は、北関東の海の玄関口として、釧路向けRORO航路がデイリー運行しています。また、メルセデスベンツ日本(株)の国内における主要な輸入基地となっているほか、日産自動車(株)の北米向け完成自動車が輸出されるなど、自動車物流拠点としての機能が高まっています。
さらに、平成28年3月には東京ガスによる日立LNG基地が稼働し、平成30年度からLNGタンクの増設工事が始まるなど、エネルギー拠点港として一層の発展が期待されています。

豊富なメニューで企業立地を支援しています

茨城産業再生特区(2021年3月までの期間限定)

日立市内の復興産業集積区域(16区域)内において、業種等の要件を満たす事業者が設備投資や被災者雇用を行う際には、税制上の特例措置を受けられます。

○税制上の特例措置

①特別償却 税額控除	機械装置、建物などを取得した場合に、特別償却又は税額控除ができます。 特別償却 ⇔ 選択適用 ⇔ 税額控除 ※税額控除は法人税額の20%が限度。20%を超えた金額については、4年間の繰越控除が可能。
②法人税特別控除	被災雇用者に対する**給与等支給額の10%(H31.4.1～H33.3.1までに指定を受けた場合は7%)**を税額控除できます。(指定を受けた日から5年間) ※税額控除は法人税額の20%が限度。
③研究開発税制	研究開発用資産を取得した場合に、特別償却及び税額控除ができます。 研究開発用資産について**即時償却** ＋ 研究開発用資産の即時償却した減価償却費の**12%を税額控除**

特別償却			税額控除		
	～H31.3	H31.4～H33.3		～H31.3	H31.4～H33.3
機械装置	50%	34%	機械装置	15%	10%
建物・構築物	25%	17%	建物・構築物	8%	6%

※「①特別償却・税額控除」と「②法人税特別控除」は、毎年度いずれかを選択して適用することとなります。

○地方税の課税免除

①固定資産税	事業用の施設又は設備を新・増設した場合、土地・建物・償却資産にかかる**固定資産税が5年間課税免除** ※土地については、建築部分に限ります。
②法人事業税	新・増設した設備等に直接従事する従業員数の割合に応じて、**法人事業税が5年間課税免除**
③不動産取得税	新・増設した建物及びその敷地である土地の取得にかかる**不動産取得税が課税免除**

電気料金の補助(旧十王町を除く)

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(通称:F補助金)	事業所等の新増設に伴い、電力契約の新規・増加契約をし、かつ雇用が3人以上増加した場合、契約電力及び支払い電気料金等に応じて算出された額の給付を**最大8年間**受けることができます。(旧十王町を除く) ※1 業種及び雇用の増加等の要件があります。 ※2 補助金の額は平均で電気料金の約40%となりますが、電力使用料や雇用人数により変動します。
原子力立地給付金	原子力発電施設等の周辺地域の住民・企業等に、年1回原子力立地給付金が交付されます。

本社機能移転促進制度

日立市において、本社機能の移転・新増設を行う事業者は、国による課税の特例や市による奨励金の交付などの優遇措置を受けることができます。

1.本社機能とは

事務所	全社的な業務を行うもの(調査・企画、研究開発、情報処理、その他管理業務(総務・人事・監査)部門等)
研究所	事業者による研究開発において重要な役割を担うもの
研修所	事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

2.要件

①本社機能の新増設、賃貸借、用途変更をし、整備が行われること。
②本社機能において従業員が**5**人(中小企業者**2**人以上)以上増加すること。

3.優遇措置

(1)国の優遇措置

区分	拡充型	移転型(東京23区から日立市内に移転)
① オフィス減税	建物等:**特別償却15%又は税額控除4%**	建物等:**特別償却25%又は税額控除7%**
② 雇用促進税制	1人あたり最大**60**万円(法人税全体の雇用者増加率が8%未満の場合は、**30**万円)を税額控除	左欄に加え、移転本社機能の当期増加雇用者1人あたり最大**30**万円の税額控除を追加(最大3年間)

※①オフィス減税と②雇用促進税制は、いずれか選択して適用することになります。
ただし②雇用促進税制の移転型における追加は①オフィス減税と併用可能

(2)市の優遇措置

区分	概要	限度額
施設整備奨励金	土地、建物、償却資産等の**固定資産税等相当額を3年間交付**	3億円(各年度1億円)
設備移設奨励金	本社機能移転等に伴う**設備等移設経費の50%を交付**	2,500万円
雇用創出奨励金	転入従業員及び新規雇用した市民1人につき**30万円を交付** **(雇用時40歳未満の従業員については3年度)**	2億1千万円(各年度3千万円)

日立市独自の支援制度

産業の活性化やまちのにぎわい、雇用の創出につながる産業立地を促進するため、工場等を新増設した事業者や、中心市街地に店舗やオフィスを開設する事業者を支援します。

1.工場等の新増設や設備投資に対する助成

対象者	新設、増設、設備取得を行う事業者(設備取得は中小企業者のみ)		
対象地域	準工業地域、工業地域、工業専用地域、工業団地		
対象業種	製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給・水道業(太陽光発電事業を除く)		
投資額要件	大企業3千万円以上、中小企業者1千万円以上		
補助内容	固定資産税相当額及び都市計画税相当額		
補助期間	区分	成長産業	左記以外
	新設	5年	5年
	増設	5年	3年
	設備取得(中小企業者のみ)	3年	1年
限度額	1億円(各年度)		

2.店舗、オフィス開設に対する助成

対象者	店舗(小売業、飲食業)、オフィスの新設、増設を行う事業者
対象地域	日立、常陸多賀、大甕各駅周辺(商業地域)、小木津、十王の各駅周辺(近隣商業地域)※オフィス開設のみ左記地域のほか各駅から概ね半径1km以内
投資額要件	1百万円以上
雇用要件	オフィス開設の場合は、3人以上
補助内容	固定資産税相当額及び都市計画税相当額(3年間) ※賃借によるオフィス開設の場合は、賃料の半額(1年間)及び改装費用の3分の1の額
限度額	1千万円(各年度)

3.新規雇用に対する奨励金

上記1、2の要件に該当する事業者が、事業所の新増設や開設に伴い従業員を2人以上増やした場合、増加した従業員(日立市民)1人につき30万円(雇用時に40歳未満である従業員については3年間)交付。

4.まちなか空き店舗活用に対する助成

空き店舗の一階部分を賃借又は取得し、小売業、飲食サービス業等を行う場合に必要となる経費の一部を助成します。

要件等	・常磐線各駅からおおむね半径1km以内にある店舗等 ・正午から午後1時を含む1日5時間以上営業する店舗で、かつ週5日以上営業するもの　など (※詳しい要件はお問い合わせください)		
対象経費	・改装費用(市内に事務所のある事業者が改装する場合のみ) ・備品の購入費用		
補助金額	店舗面積	補助率	補助金の限度額
	30平方米以下	1／3	500,000円
	30平方米超え		1,000,000円

豊富なメニューで企業立地を支援しています

【従業員の採用をサポート】
雇用センター多賀(日立市版ハローワーク)は、仕事をお探しの方を事業者に紹介するなどのサービスを行なっています。

【地域間交流支援(RIT)事業における市内企業の視察、交流の様子】
JETROの海外ネットワークを活用し、日立地区産業支援センターが主体となって事業実施することで、日立市等の企業の海外展開を促進しています。

外注先を紹介しています ～ ものづくりなら ひたち ～

設計から製造までのモノづくりのパートナーを日立市を中心とした中小企業約200社の中からインターネットで探すことができます。　詳しくは　テクナビひたち　検索